

市民と市議会には次のような関係があります。
市民と市議会は意外と身近なのです。

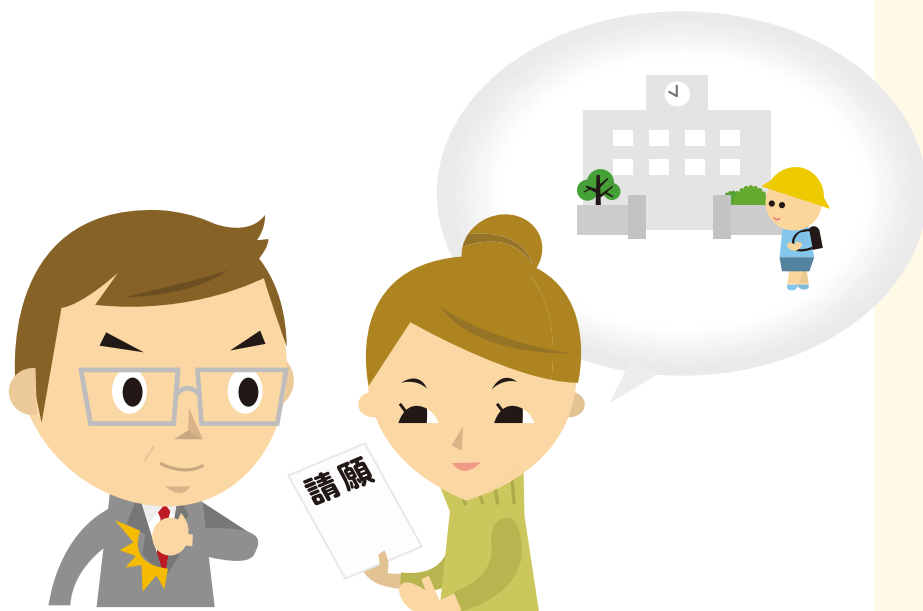
市民は市議会に 〇〇ができます。

●「^{せい がん ちん じょう}請願・陳情」ができます。

市の仕事に対する意見や要望を直接議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。委員会に付託された請願・陳情は、担当する委員会で審査された後、本会議で採択するかどうかを決定します。
採択された場合は、要望の実現に努力するよう市長に求めます。

「請願・陳情」について、詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

○議会へ要望する
(請願と陳情)



●「^{ぼう ちよう}傍聴」ができます。

本会議と委員会を傍聴することができます。本会議の傍聴席は市役所本庁舎18階に、委員会会議室は16階と18階にあります。なお、傍聴するときに手話通訳者を配置することができますので、傍聴する日の1週間前までに議会事務局へお申し込みください。

電話 011-211-3162

また、本会議の傍聴席には、耳の不自由な方に配慮し、議会での議論を直接イヤホンで聞くことができる席(4席)や、補聴器を使用している方が聞こえやすくなる席(フラットループシステム)もあります。



◎詳しくは裏表紙をご覧ください。